

平成28年度 就学援助のお知らせ

石垣市では、学校給食費や学用品費など教育費のお支払いにお困りの方に、その費用の一部を援助しています。

【援助を受けることができる方】

- ①市県民税の課税がなく、生活保護を受けている家庭に準ずる程度に生活が困窮している世帯
- ②生活保護を平成27年4月1日以降に停止または廃止の措置を受けた者
- ③その他特殊事情を有する者（学校長の意見書が必要です。）

【申請期間】

平成28年6月2日(木)～平成28年6月20日(月)期限厳守！
※在学年・新入学年同時申請となります。

【申請に必要な書類】

- ①平成28年度就学援助申請書（兼同意書・委任状） 1部
- ②住民票謄本（原本）《家族全員が記載されているもの》
※記載事項の省略ではないもの（6ヶ月以内） 1部
- ③平成28年度所得課税証明書（市県民税・原本） 各1部
※学生を除く世帯全員分
※平成28年6月1日から平成28年度の書類が取得できます。
- ④児童（特別児童）扶養手当受給者証（コピー）
※受給者のみ 1部
- ⑤各種（老齢、障害、遺族等）年金通知書（コピー）
※受給者のみ 1部
※世帯に⑤の年金受給者がいる場合、その受給者全員分の写しを提出
- ⑥障害者手帳（コピー）、病気にかかる診断書（原本）等（該当者のみ） 1部
※特殊事情の理由で申請する方は、それを証明する書類
- ⑦印鑑（スタンプ印は使用できません）
- ⑧通帳（申請書の口座を確認するため）

【申請場所】「お子さんが在籍する学校事務室」

※兄弟姉妹が小学校・中学校ともにいる場合には、【申請に必要な書類】①平成28年度就学援助申請書（兼同意書・委任状）を小学校・中学校へ、それ以外の添付書類②～⑥はどちらか一方の学校へ提出してください。

【認否確定時期】「平成28年8月下旬」

【注意】

- ①申請後、生活保護基準を基に、審査を行います。必ず援助が受けられるとは限りませんのでご了承ください。
- ②平成27年度認定された方も、引き続き援助を希望する方は、申請が必要です。

【お問い合わせ】石垣市教育委員会 学務課
☎0980-83-0355
<http://www.ishigaki.ed.jp/gakumuka/>

市立図書館からのお知らせ

会館時間 平日：午前10時～午後7時 【月曜休館】
土日：午前10時～午後5時

～ 今月の特集展示 ～

一般書 『女性とジェンダー』 **児童書** 『平和』 **郷土書** 『慰霊の日特集 女性たちと戦争』

【移動図書館】

6月12日（日）午前10時～12時 明石公民館
午後2時～4時 川平公民館
6月26日（日）午前10時～12時 明石公民館
午後2時～4時 川平公民館

※市立図書館で借りた本を返却することもできます。どうぞご利用ください。

文化会館・平得公民館のご利用について

文化会館及び平得公民館は、文化・教養活動の拠点として、市民の皆さんにご利用いただける施設です。貸出は下表のとおりとなりますので、会議、文化芸術活動にお役立てください。

【文化会館】

種別	区分	午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後9時（火・木）
小ホール（2F）	月～金 ※祝祭日除く	500円	500円	500円

クーラー使用料（コイン投入式）：1時間200円
※クーラー使用については5月から10月の間

【平得公民館】

種別	区分	午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後10時
ホール	月～金 ※祝祭日除く	1,000円	1,000円	1,000円
会議室等	月～金 ※祝祭日除く	500円	500円	500円

クーラー使用料（コイン投入式）：1時間300円
※クーラー使用については5月から10月の間

【お問い合わせ】石垣市教育委員会いきいき学び課
☎0980-83-0373

春の遠足

4月28日から5月6日にかけて各小中学校春の遠足が行われました。竹富島や小浜島へ出かける学校もあり、石垣港離島ターミナルでは、石垣安志教育長が、出発する児童生徒の見送りと帰ってきた児童生徒の出迎えをしました。



図書館からお願い!

本は少しでもぬれると、ページが波打つなどしてダメージを受けてしまい、弁償をお願いすることがあります。本にとって水は大敵。雨の日は、防水性のあるバッグに入れるなどして、ぬらさないよう十分にお気をつけください。

【お問い合わせ先】：石垣市立図書館 ☎0980-83-3862